協　議　項　目	町名･字名の取扱い	協議細目	
調整の方針	4町の字の区域及び字の名称は従前のとおりとする。 例えば、「修善寺町大平○○番地」は「○○市大平○○番地」に、「土肥町八木沢○○番地」は「○○市八木沢○○番地」に「天城湯ケ島町市山○○番地」は「○○市市山○○番地」に、「中伊豆町菅引○○番地」は「○○市菅引○○番地」になる。なお○○市は新市の名称である。		

項　目	修善寺町		土肥町		天城湯ケ島町		中伊豆町			備　考
町の名称	無　し		無　し		無　し		無　し			地方自治法第２６０条では、「市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する場合は、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め都道府県知事に届け出なければならない」とされている。 従って、旧市町村の字の区域と名称をそのまま新市の字の区域と名称とする場合は、本条の手続きは必要がない。 【関係法令】 第２６０条 ．政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。 ２　前項の規定による届け出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。 ３　第１項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。 不動産登記簿については、合併により所有権者等の住所が新市名に変更になるが、合併前の町名を合併後の新市名として取り扱う「みなし規定」が不動産登記法第５９条に規定されているので、変更登記の手続きは特に必要がない。 【不動産登記法】 第59条 行政区画又ハ其名称ノ変更アリタルトキハ登記簿ニ記載シタル行政区画又ハ其名称ハ当然之ヲ変更シタルモノト看做ス字又ハ其名称ノ変更アリタルトキ亦同シ
字の名称	瓜生野 大沢 大平 大野 柏久保 加殿 熊坂 小立野 修善寺 田代 年川 日向 堀切 本立野 牧之郷	ウリュウノ オオサワ オオダイラ オオノ カシワクボ カドノ クマサカ コダチノ シュゼンジ タシロ トシガワ ヒナタ ホリギリ ホンタチノ マキノコウ	土肥 小土肥 八木沢 小下田	トイ オドイ ヤギサワ コシモダ	湯ヶ島 持越 市山 門野原 吉奈 月ヶ瀬 田沢 矢熊 上船原 下船原 青羽根 本柿木 大平柿木 松ヶ瀬 佐野 雲金	ユガシマ モチコシ イチヤマ カドノハラ ヨシナ ツキガセ タザワ ヤグマ カミフナバラ シモフナバラ アオハネ ホンカキギ オオダイラ カキギ マツガセ サノ クモガネ	地蔵堂 原保 菅引 中原戸 戸倉野 姫之湯 貴僧坊 筏場 城 八幡 梅木 宮上 柳瀬 冷川 徳永 関野 上白岩 下白岩	ジゾウドウ ワラボ スゲヒキ ナカハラト トクラノ ヒメノユ キソウボウ イカダバ ジョウ ハツマ ウメギ ミヤカミ ヤナセ ヒエカワ トクナガ セキノ カミシライワ シモシライワ	

先進事例

あきる野市
2市町の町、字の名称及び区域は従前のとおりとする。

さぬき市
町、字の名称については、次のとおりとする。
津田町、大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。
志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。
長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。ただし、字名「西」、「東」、「名」については、各々「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。

篠山市
篠山町･西紀町･丹南町の大字については従前のとおりとし、今田町については従前の大字の前に今田町をつけた大字とする。

あさぎり町
字の名称及び区域は従前のとおりとし、大字名については、合併前において現町村で調整する。

対馬市
町、字の名称については、下県郡及び上県郡を「対馬市」に置き換え、大字の前に旧町名を付す。なお、字の区域については、必要に応じ、新市において調整する。